

# 協議資料 2

## 文化財の指定に関する諮問について

昭島市文化財保護審議会条例（昭和51年昭島市条例第32号）第2条第1号の規定に基づき、下記の文化財を昭島市指定にするため、昭島市文化財保護審議会に諮問したい。

### 記

（1）種別 有形文化財（考古資料）

（2）名称 和田哲氏寄贈資料一括

（3）所有者 昭島市教育委員会

（4）管理者 昭島市教育委員会

（5）指定すべき理由

昭島市文化財保護審議会委員として会長を務めるなど、昭島市文化財行政に尽力されている和田哲氏より、川原道遺跡（龍津寺東遺跡の一部）出土物や八王子市の平町遺跡出土物などの資料一括が、令和4年に市教育委員会に寄贈され、現在はアキシマエンシス内に保管されている。

寄贈を受けた資料のうち、川原道遺跡（龍津寺東遺跡の一部）出土の縄文中期から後期の完形品と、ほぼ復元された土器は67点に及ぶ。中でもナンバー43の土器は昭和26年から27年かけて最初に復元されたもので、当時の復元技術を伝える貴重な遺物である。また、ナンバー51の土器は縄文後期初頭、東北南部の網取式土器の特徴を備えていることも注目される。他にナンバー63の鉢形土器は、底部に網代底の圧痕が明瞭に残っている。

一方、八王子市の平町遺跡出土の約二千点近い土器片の中には、本地域では当時、初めて見つかった茨城県霞ヶ浦方面の浮島式土器や、関西方面の北白川下層式土器が数点出土している。なお、北白川下層式土器については、当時の東西交流の様相を知ることができ、このことは研究者の关心を引き、

現在では周辺の多くの遺跡で追認されている。

他にも、表面採集された各地の土器、石器など、遺物収納コンテナ約二百箱に及ぶ資料、漁労用の網の底につける錘、多数の土堀り具である打製石斧などいずれも、文化財としての価値が非常に高いことが認められる。

このことから、いずれも考古学に資する貴重な歴史資料であるため、一括して昭島市文化財保護条例（昭和51年昭島市条例第31号）第4条第1項に規定する昭島市指定有形文化財（考古資料）に指定したい。

## 参考資料

ナンバー43

- ・発見当時、復元方法が未確定であったため、和田哲氏が調査を経て、昭和26年から27年にかけて最初に復元された。当時の復元技術を伝える貴重な土器である。



ナンバー51

- ・縄文後期初頭の東北南部に分布する網取式土器の特徴を備えた土器。当時の交流関係を知ることができる。



ナンバー63

- ・底部に網代底（あじろぞこ）の圧痕が明瞭に残っている鉢形土器。

